

「山形県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録
要綱」の一部改正（令和8年5月1日）に関するQ & A

問1 第1号様式「山形県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録申請書（以下、登録申請書）」における実習指導者（主任介護支援専門員）の欄に記載する主任介護支援専門員は、事業所に在籍している主任介護支援専門員の中から選んで記載するのか。

（答）

事業所に在籍しているすべての主任介護支援専門員が実務研修実習の指導者となりうるため、主任介護支援専門員全員の氏名及び登録番号を記載すること。本情報は、山形県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所（以下、協力事業所）の要件に適合することを確認する資料として使用する。

問2 令和8年5月1日以前に協力事業所として登録しており、主任介護支援専門員の人数が変わったため変更登録申請を行う予定だが、第3号様式「山形県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所変更登録申請書（以下、変更登録申請書）」を確認すると、これまでなかった実習指導者の項目が追加されている。登録申請時、実習指導者の登録は行っていないが、変更前後の欄にそれぞれどのように記載するとよいか。

（答）

令和8年5月1日以前に協力事業所として登録している事業所については、令和8年5月1日以降、はじめて変更登録申請を行う場合、変更前の欄には、変更前のすべての実習指導者（主任介護支援専門員）の氏名及び登録番号を記載し、変更後の欄には、変更後のすべての実習指導者（主任介護支援専門員）の氏名及び登録番号を記載すること。

また、添付書類として、変更後のすべての実習指導者（主任介護支援専門員）について、介護支援専門員証（写し）及び主任介護支援専門員研修修了証書または主任介護支援専門員更新研修修了証書（写し）を提出すること。

なお、変更登録申請が2回目以降の場合、添付書類は新たに登録される実習指導者分のみ提出すること。

問3 令和8年5月1日以前に協力事業所として登録した際、実習指導者の登録は行っていないため、改めて新様式で登録申請書を提出し実習指導者の登録を行う必要があるか。

（答）

改めて登録申請書を提出する必要はない。ただし、問2の回答のとおり、登録事項に変更が生じ変更登録申請を行う場合、実習指導者（主任介護支援専門員）全員分の氏名及び登録番号を記載すること。